# 多聞小学校いじめ防止基本方針

令和６年４月

世田谷区立多聞小学校

（令和５年４月改定）

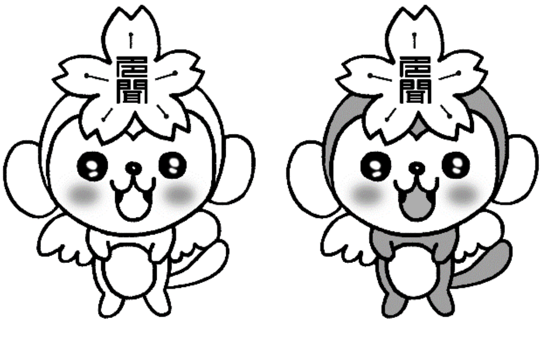

# 多聞小いじめ防止基本方針

## 第１　いじめ防止等の基本的な方針

### １　基本方針策定の意義

このいじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもとに、学校、家庭、地域、世田谷区、その他の関係機関が相互に連携し､世田谷区いじめ防止基本方針等を踏まえ､本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進する　ための基本的な方針を定めるものである。

### ２　いじめの定義

『いじめ』とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

※　いじめを見落とすことがないよう、いじめを受けた児童・生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえる。行為がいじめに当たるか否かは、いじめの背景にある事情を把握し、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童・生徒の立場に立ち、慎重に行う必要がある。いじめを受けていても、本人がそれを否定することがあることから、仮に軽微に見えることでも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。なお、いじめられた児童・生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合　にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、相手を傷つけたがすぐに謝罪し、再び良好な関係を築くことができたりした場合には、例えば「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟かつ適切に対処する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。

## 第２　いじめ防止等の具体的な対策

### １　学校において実施する施策

いじめは、どの児童にも、どの学級にも、どの学校にも起こりうるものであ　る。また、多くの児童・生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの被害・加害という二者関係だけでなく､「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることや、被害児童・生徒に対しては見守りを行うなど、徹底して守り通すことが大切である。

これらの認識のうえで、学校、家庭、地域、区、教育委員会、その他の関係機関等の連携のもと、次のことを基本としていじめ防止等の具体的な対策を推進する。

## （１）いじめの未然防止

すべての児童・生徒がいじめは人として決して許されないことを理解し、自覚さ せるとともに、教職員が児童・生徒の多様性を認めることで、すべての児童・生徒が安心でき、自分の存在や相手の存在を認め、 互いの人格を尊重する心の通う望ましい人間関係を育むために､学校をはじめ、 関係者が一体となった継続的な取組を推進する。

また、いじめが生まれにくい環境づくりにつながるよう、すべての教育活動を通じて、人権教育、道徳教育及び体験・体感活動の充実を図り、児童・生徒が自らいじめの問題について考える主体的な活動を推進する。

発達障害を含む障害のある児童や、海外から帰国した児童、外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童、新型コロナウィルス感染症陽性者等、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行い、いじめ未然防止に努める。

また、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験 活動などを推進し、いじめに向かわない態度・能力の育成を図るとともに、いじめ が起きにくい・いじめを許さない環境づくりを進める。

さらに、年３回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内 研修を行い、全ての教職員の共通認識を図る。

## （２）いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対応の前提であり、教職員をは じめ、大人は児童・生徒の話に耳を傾け、心に寄り添い、その気持ちを受け止め、 児童・生徒との信頼関係などを高めていくとともに、定期的なアンケート調査や全員面接を実施する。また、学習用タブレット端末やＳＮＳ使用状況の把握等によるいじめの実態等を把握するための取組や、学校における教育相談体制の充実を図る。また、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施するなど、校長を中心とした組織的な指導体制を確立する。いじめを受けた児童を助けるためには、他の児童の協力が必要となる場合があるため、学校は、学校いじめ防止対策委員会への報告をはじめ、児童に対しては、傍観者とならず、いじめを止めるための行動をとる重要性を理解するよう促すとともに、いじめ根絶に向けて、児童の主体的な態度を育成する指導を行う。

いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、背景にある事情の把握に努め、些細な兆候であっても、いじめでないのかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○いじめ早期発見時の流れとその内容

| 発見者 → 学年主任 → 生活指導主任 → 管理職 → いじめ防止対策委員会 |
|---|

※この継続は不登校対応も同様

① いじめ（疑いを含む）を発見したら、緊急でいじめ防止対策委員会を開く。

② 経緯と現状を確認し、対応策を検討する。保護者にも随時報告を行う。

③ 毎週月曜日の企画会議内いじめ対策委員会で経過報告、改善に向けた対応策と再検討を繰り返し、いじめ解消を図る。

## （３）いじめへの早期対応

いじめの情報を確認し、いじめの兆候が疑われた場合には、いじめを受けている児童・生徒などの安全確保をはじめ、再発の防止など組織的に迅速に対応できる体制を整える。教職員個人が情報を抱え込んだり、いじめを軽視したりすることなく、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、教職員が一体となり、保護者や関係機関とも連携を図りながら、組織的かつ迅速に対応していく。

○いじめへの早期対応の方法

① 毎週金曜日の学年会で各学級担任より学年主任に対応状況を報告する。学年主任はいじめ対応シートへ入力する。

② 毎週月曜日の企画会で全校の状況をリスト化し管理職・生活指導主任・各主任により情報共有をし、必要に応じて全校としての対応策を講じる。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 2024/3/16 |
| | **いじめ等への対応状況リスト** | | | | | ㊙会議後、回収します。 | 生活指導部 |
| | 日付 | 学年組 | 被害児童名 | 加害児童名 | いじめ発見日 | 対応 | 詳細 |
| 例 | 3月15日 | 2年4組 | (被)ＲＵ | (加)ＹＹ | 6月15日 | 被害児童への聞き取りと被害児童保護者への連絡 | 自分を守るために人に擦り付ける嘘をつく。足や人の持ち物をわざと踏む。悪いことを強要する。●●をしないと〇〇さんと遊ばせないよ、友達やめるよなどと言う。その子にだけ聞こえるように誰にも言わないでねと告げる。学童の帰り道に友達を巻き込んで遠回りをして帰る。<br>上記のことを、言い返せない弱みに付け込めるタイプに執拗に行う。自分の思い通りになることが嬉しいようで、抱きしめる手をつなぐなどして過剰に相手に愛情表現する。保護者には連絡を取っていて、今度個人面談を行う。SCの先生に観察を行ってもらっている。ゆくゆくは、SCと繋げたい。 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

図１　いじめ等への対応状況リスト

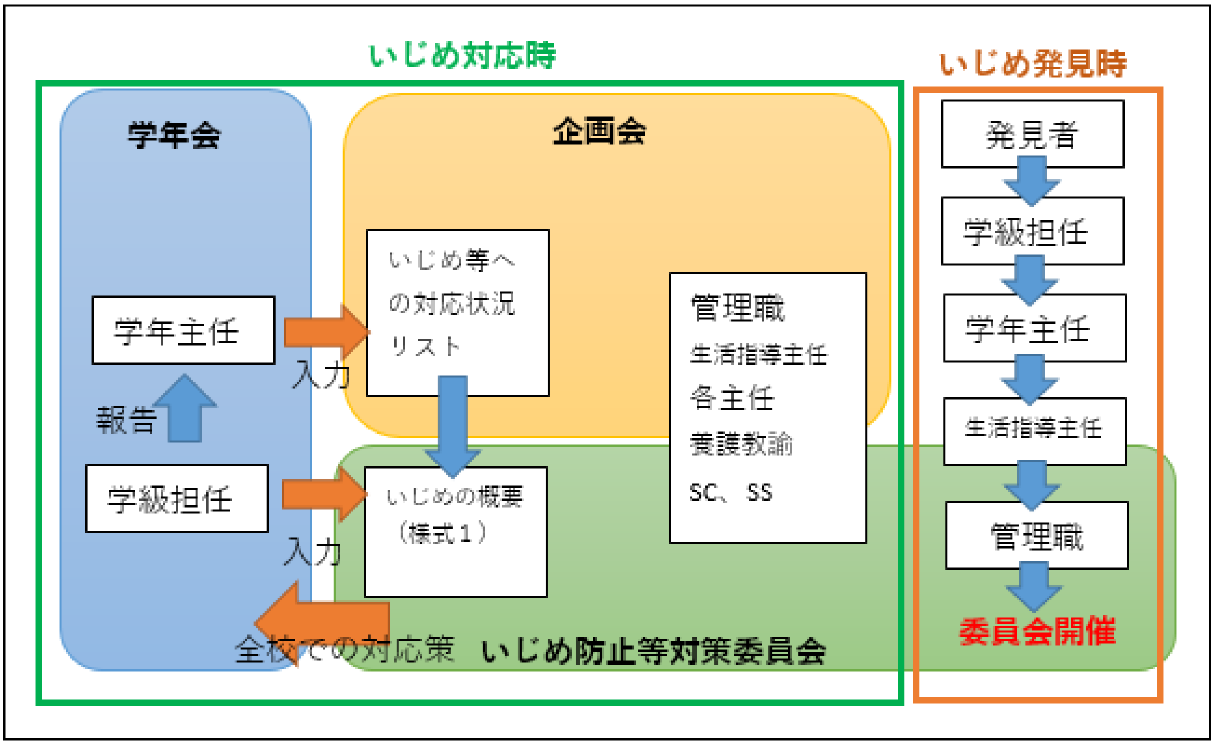


図２　いじめ発見時といじめ対応時における学年会、企画会、いじめ防止等委員会の各組織と報告対応の流れ

## （４）家庭や地域、関係機関等との連携

いじめが複雑化・多様化する中で、いじめの問題に迅速かつ的確に対応していくために、家庭や地域の方々、関係機関等と連携を図り、いじめ防止に向けた協力体制を構築する。

## （５）警察と連携した的確な対応

**警察と、児童・生徒の健全育成の観点から日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築するとともに、いじめ事案へ的確に対応するために必要に応じて教育的意義や果たすべき役割等を明確にした上で警察への相談・通報を行う。**

## （６）いじめ防止等に取り組む組織の設置

いじめ防止等に実効的に取り組む組織（多聞小学校いじめ防止対策委員会）を設置し、いじめ対策の中核となる役割を担うために定期的に実施する。また、この委員会は、校長、副校長、生活指導主任、企画会メンバー、スクールカウンセラー、養護教諭、スクールサポーター（警察署）等で構成する。

なお、当該委員会は情報の収集と記録、共有を行う役割を担っていることから、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、一人で抱え込まずに、学年団や委員会に報告・相談する。

また、より実効性の高い取組が実施されるように、本基本方針の点検、見直しを毎年行う。

## ２　本校に係る重大事態への対処

### （１）重大事態の定義

・　いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・　いじめにより児童・生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・　重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

・　いじめられた児童・生徒又は保護者等から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### （２）本校及び世田谷区と教育委員会による調査等

重大事態が発生したときは、設置している多聞小学校いじめ防止等対策委員会などを中心に、重大事態に対処する。その際、被害児童・生徒の保護者等の理解を得て、学校運営委員会やＰＴＡ役員等に、事実経過や学校の対応方針を説明し、必要に応じて解決に向けた協力依頼をし、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、本校は速やかに教育委員会へ報告し、教育委員会を通して区長及び各教育委員にも報告される。

## 第３　その他

この方針に定めるいじめの実態把握やいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ　防止等の取組を評価する項目を学校評価に取り入れ、その取組状況を検証し、その　結果に基づき、必要に応じて適切に対応する。